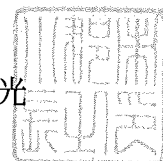




小郡三井医師会
会長 島田昇二郎様

小郡市長 加地 良光



「小郡市介護サービス事業所ガイドブック」の発行について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度「小郡市」と「㈱ホープ」が官民協働事業として、介護事業所に関する情報などをわかりやすくまとめた身近な情報誌「小郡市介護サービス事業所ガイドブック」の発行を予定しております。

市民サービスの向上と経費削減を図ることを目的としており、本事業に要する経費につきましては、協力事業者様の広告を掲載し、その広告費を充てさせていただきたく、今後広告を募るため「㈱ホープ」より市内医療機関様を含む各事業者様の皆さまへご連絡をさせていただく予定です。

つきましては、小郡三井医師会会員の皆さまにおかれましても、本事業および協働発行についてご理解、ご協力くださるようお願い申し上げます。

■小郡市介護サービス事業所ガイドブック詳細

- (1) 発行部数=1,500 部
- (2) 規格等=A4 版、40 ページ程度、フルカラー印刷
- (3) 発行予定=平成 31 年 3 月 1 日
- (4) 配布対象=介護サービスを検討する高齢者（対象者）及び家族
- (5) 配布方法=介護保険課・包括支援センター・社会福祉協議会の相談窓口で手渡し

《広告掲載、事業についてのお問い合わせ》

〒810-0022 福岡市中央区薬院 1-14-5 MG 薬院ビル 7F
株式会社 ホープ TEL : 092-716-5577 FAX : 092-716-1467

■問合せ

小郡市役所
介護保険課長 中村律子
TEL 0942-72-2111（内 451）
FAX 0942-73-4466（総務課扱）

通所介護ライズ古賀



事業所番号: 4073600639

☎ **092-940-2717** 092-940-2710 **FAX**

住所 811-3101 古賀市天神5丁目10番8号
時間 9:30~15:00もしくは
 9:30~16:40(要介護の方で希望者のみ)
休日 日曜日、12/31~1/3
食費 670円
 おやつ代30円(16:40までの利用の方のみ)
入浴 あり(要介護の方のみ、希望者)
定員 35名

デイサービス 古賀機能回復センター



事業所番号: 4073600654

☎ **092-986-8066** 092-986-8383 **FAX**

住所 811-3103 古賀市中央2丁目825番地7
時間 9:30~16:35
休日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)
食費 希望者のみ弁当外注(イデマネージメント合同会社)
 1食675円(税込)
入浴 あり(原則要介護で自宅で入浴できない方優先)
定員 45名
備考 機能訓練(リハビリ)を中心に行っているデイサービスです。特に1対1で行う個別訓練は、それぞれの利用者様に応じた効果的な訓練を行っています。

デイサービスセンター 花見



事業所番号: 4073600696

☎ **092-943-7600** 092-943-7633 **FAX**

住所 811-3112 古賀市花見東7丁目2番11号
時間 9:30~17:00
休日 12/30~1/3
食費 昼食 540円
 おやつ108円
入浴 あり
定員 30名



有料老人ホームリスト

(平成29年12月1日現在)

施設名	所在地	TEL	FAX	敷金等	月額利用料	備考
小野山荘	古賀市薬王寺539番地1	092-946-3580	092-946-3581	なし	123,000円	介護付
びはらホーム こすもす館	古賀市薦野1885番地1	092-405-0119	092-946-3225	135,000円	60,000円 (食事代等別)	
ハイマート桑の実	古賀市駅東2丁目 11番14号	092-942-1983	092-942-1985	360,000円 (前払金)	113,900円～ ※別途光熱水費 実費精算	
グレース天神寺番館	古賀市天神1丁目8番36号	092-941-1058	092-942-3830	入居一時金50万円 +家賃3ヶ月分(敷金)	88,000円 (食事代等別)	
ルーエハイム安心	古賀市花見南2丁目11番1号	092-943-2130	092-943-1831	家賃3ヶ月分	106,000円～ 160,000円 (食事代等別)	
小野公園美原園	古賀市薦野1892番地1	092-404-1311	092-946-3225	300,000円	145,000円～	
グレース天神 弐番館	古賀市天神1丁目8番35号	092-941-1058	092-942-3830	入居一時金 50万円 +家賃3ヶ月分(敷金)	81,000円～ (食事代等別)	
有料老人ホーム ひより茶屋	古賀市花見東 7丁目9番31号	092-940-7007	092-986-1085	なし	67,000円	
サービス付き 高齢者向け住宅 プライカ	古賀市今の庄 1丁目19番16号	092-410-0943	092-410-0945	約150,000円 ～約165,000円	85,000円～ 90,000円 (食事代等別)	
聖恵苑	古賀市鹿部482番地	092-942-7741	092-943-7220	50,000円(敷金)	99,800円	
ナーシングホーム 花見東	古賀市花見東 7丁目2番11号	092-943-7600	092-943-7633	100,000円	148,320円～	
笑顔満開 はなことば古賀	古賀市花見南 2丁目11番9号	092-940-2050	092-940-2051	なし	91,619円～ ※別途実費必要	
宅老所あかね	古賀市小竹583番地6	092-403-5585	092-403-5585	なし	86,600円～	
住宅型有料老人ホーム toco home	古賀市薦野1936番地1	092-719-1160	092-719-1161	カーテン代 20,000円 他 ※面接時に確認	86,000円～ 89,000円	
SUNFIELD 新宮	新宮町下府 1丁目3番5号	092-962-3781	092-962-3782	180,000円(敷金)	107,000円～ 121,400円	
住宅型有料老人ホーム パージュ新宮	新宮町上府878番地1	092-410-0875	092-410-0876	120,000円(敷金)	126,000円～ 134,000円 (消費税別)	
さくら苑	新宮町大字新宮 125番地1	092-962-2260	092-962-2354	100,000円(敷金)	85,000円	
ボヌール32	新宮町大字上府 1107-1	092-962-5501	092-410-2522	なし	98,400円 (別途リネン代)	
サービス付高齢者住宅 新宮宴	新宮町緑ヶ浜 4丁目17番12号	092-963-3330	092-963-5551	92,000円～(敷金)	53,000円～ (食事代等別)	
グッドタイムホーム 新宮美咲	新宮町美咲2-21-3	092-963-1212	092-963-1213	120,000円 +10,000円 (火災保険料:2年)	91,400円	
くらす立花	新宮町三代760-5	092-962-5800	092-962-5801	112,000円(敷金)	95,000円	
ハイマート橘	新宮町中央駅前 1丁目2-1	092-962-2188	092-962-2230	390,000円	約145,000円	
住宅型有料老人ホーム 遊里の会	福津市宮司2丁目13-18	0940-62-6257	0940-62-6256	なし	99,000円～	
有料老人ホーム あすなろ福岡	福津市日蔭野 1丁目6-10	0940-43-5115	0940-43-5117	135,000円(敷金)	131,640円	

（趣旨）

第1条 この要綱は、小郡市が発行するパンフレットに掲載する広告の取扱いを定め、併せて適正な市政情報の提供に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第2条 広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、社会的に信用度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもの、市民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

（広告媒体ごとの基準）

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に定めることができる。

（規制の対象となる広告）

第4条 次に掲げる広告は、掲載を行わないものとする。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項各号に規定する表示に該当すると認められるもの

イ 法令等で広告することが規制されている事項又は表現を含むもの

ウ 広告の対象となる業種等が、法令等に違反していると認められるもの

エ 氏名、肖像等を本人に無断で使用したもの

オ 著作権を侵害するおそれのあるもの

カ 国土地理院発行の地形図を無断で使用したもの

（2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などの構成員がその活動のために利用するもの

イ 著しく性的感情を刺激する表現であるもの

ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの

（3）人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

ア 差別を助長するもの

イ 性別による固定的な役割分担を助長するもの

ウ 暴力的行為を助長するもの

（4）政治性のあるもの

ア 選挙及び政党、政治団体等の政治活動に関連するもの

（5）宗教性のあるもの

ア 団体による布教推進を目的とするもの

（6）社会問題に関するもので適当でないもの

ア 社会問題に関する主義主張又は係争中の声明広告

イ 国内世論が大きく分かれているもの

（7）取引安全の観点から適切でないもの

ア 投機、射幸心をあおり、又は内容が虚偽誇大など、過度の宣伝と認められるもの

イ 根拠のない表示や事実の誤認を招く表示を用いたもの

ウ 将来の利益を誇示し、又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告

エ マルチ商法、催眠商法等で、悪質商法とみなされるもの

オ 効果が主観的なものであるにも関わらず、その効果が確実に得られるものと認識させるような表現のもの

カ 公的機関並びに証券取引所の上場企業及びそのグループ又はこれに準ずると認められるものに該当しない不動産取引の広告

キ 広告主の情報や広告の目的及び内容が不明確なもの

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

ア 良好な景観を損なうおそれがあるもの

イ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を阻害するおそれがあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が認めるもの

ア 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの

イ 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの

ウ 個人、団体等の名刺広告

エ 広告主の代表者等の写真を用いたもので、その写真の掲載自体が広告の主要使用目的であると認められるもの

オ 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業の広告

カ 商品先物取引の広告

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当するもの

ク キの風俗営業類似の業種の広告

ケ ギャンブルに関連するもの

コ 名誉毀損、信用毀損、プライバシー侵害となるおそれがあるもの

サ 他をひぼう、中傷又は排斥する表現のもの

シ 業務妨害となるおそれがあるもの

ス あたかも小郡市が推奨しているような表現のもの

セ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の業者の広告

ソ 過去 1 年間に公的機関や行政機関から、悪質な行為などにより指名停止、許可取消しなどの行政指導を受け、その後当該行政指導内容について改善が見られない企業の広告

タ 社会問題を起こしていると認められる企業の広告

チ 皇室関係の写真又は紋章を使用したもの

ツ アマチュアスポーツの選手又は役員の氏名、写真、推薦文等を使用したもの

テ 次の事項に該当する求人広告

(ア) 求人者の名称（社名等）、所在地、職務内容及び賃金の明示がないもの

(イ) 商品購入や登録料など金銭の要求が付随するもの

ト クーポン広告

ナ 次の事項に該当する墓地、霊園（納骨堂を含む。）の広告（ただし、映像媒体の広告においては、(ウ) の a から d までは適用しない。）

(ア) 都道府県知事又は市長の許可を取得していないもの

(イ) 宗教団体が経営主体又は管理者となっているもの

(ウ) 広告掲載内容について、次の事項を表示していないもの

a 墓地等の名称、所在地、交通アクセス

b 経営主体・管理者の名称、所在地、電話番号

- c 総区画数、販売区画数、1区画当たりの面積
- d 永代使用（供養）料、管理料、墓石などにかかる代金
- e 経営主体・管理者の許可年月日、許可番号

（広告媒体ごとの基準）

第5条 第3条で規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて個別の基準が必要な場合は、別途基準を定めることができる。

（事前協議）

第6条 第3条又は第4条の規定に基づき別途定めた基準に照らし、広告の内容等に疑義のあるものについては、掲載を希望する広告主又は広告取扱業者は、その内容を十分に協議する時間をもって届け出て、市と掲載の可否を協議するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。